パレット 会則

（名称）

第1条　本会は、パレットと称する。

（所在地）

第2条　本会の事務所は芦屋市伊勢町3－14芦屋セゾン伊勢302とする。

（目的）

第3条　本会は、どんな子供達もお互いに尊重しあい、生きやすくなる世の中をつくることを目的とし、令和２年１０月１日設立する。

（活動内容）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

（１）不登校児や学校での学習に困難のある子供達を支援する。

（２）どんな子供達もお互いの違いを理解できる機会を作る。

（３）特性等に合わせた具体的な支援方法の情報発信。

（運営）

第５条　芦屋市内で活動する個人が所属でき、必要に応じて、会員が集まり会の運営を行う。

会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。

会の運営は、会員の自主運営によるものとする。

（会員）

第6条　会員資格及び会費について。

（１）当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている団体や個人とする。

（２）その他、会長が認めた者。

（３）入会金及び会費は不要とし、事業経費が必要な場合は、会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。

（入会）

第7条　入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

（退会）

第8条　会員は、退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。

（役員）

第9条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　１名

（３）会計　　１名

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条　会長は、本会を代表し会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。３　会計は、会の会費、その他活動にかかわる財産を管理する。

４　任期１年とし再任を妨げない。

（解任）

第11条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる

（１）心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

（２）本人の申し出があったとき。

（３）義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（資産）

第12条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）財産目録に記載された財産

（２）入会金及び会費

（３）寄附金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（総会）

第13条　本会の総会は、正会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）活動の変更

（３）活動報告及び収支決算

（４）役員の選任または解任

（５）解散

（６）その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

４　第２項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第14条　総会の議事については、議事録を作成する

（役員会）

第15条　役員会は役員を持って構成する。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

（活動報告書及び決算）

第16条　会長は、毎事業年度終了後３か月以内に活動報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第17条　本会の活動年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日までとする。

（事務局）

第18条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

（解散）

第19条　この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

２　総会の決議により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（委任）

第20条　この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第21条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

１　この会則は、令和２年１０月１日から施行する。